

(別記様式第 1 号)

| | |
|---------|---------|
| 計画作成年度 | 平成30年度 |
| 計 画 主 体 | 北海道 天塩町 |

天塩町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 天塩町農林水産課農政係
所 在 地 天塩郡天塩町新栄通 8 丁目 1466-113
電 話 番 号 01632-2-1001
F A X 番 号 01632-2-2659
メールアドレス noushin@teshiotown.com

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1.対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | エゾシカ、アライグマ、キツネ、カラス類、ヒグマ、トド・アザラシ類・オットセイ |
| 計画期間 | 平成31年度～平成33年度 |
| 対象地域 | 天塩町・天塩町沿岸 |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2.鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|----------------|----------|--------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| エゾシカ | デントコーン | 0.4ha 312千円 |
| | 牧草 | 382ha 683千円 |
| アライグマ・キツネ | デントコーン | 0.5ha 73千円 |
| | 牧草（ラップ含） | 17ha 1,823千円 |
| | 配合飼料 | 20トﾝ 1,004千円 |
| カラス類 | 牧草（ラップ） | 15ha 1,555千円 |
| | 配合飼料 | 10トﾝ 500千円 |
| ヒグマ | デントコーン | 2ha 1,560千円 |
| トド・アザラシ類・オットセイ | 漁具 | 16,190千円 |
| | 漁獲物 | 20,880千円 |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

エゾシカ】

牧草採食、デントコーンの発芽直後や完熟期の採食・踏み荒し、ラップサイレージの穴あけによる被害が主体である。ここ3年間の鹿のライトセンサス生息数調査においては、バラツキが目立ち、減少傾向という確認までは至らない。実感としても減少した感覚はなく、また地理的条件により駆除（発砲）できない地域もあるが、駆除した地域については一定期間出没が抑制されており、農業被害については減少傾向にある。しかし、年間を通じて人里に出没し、道路横断等による自動車との衝突事故も依然として発生している。

【アライグマ・キツネ】

アライグマについては、各集落に箱わなを貸し付けたことにより、ここ毎年300頭以上を捕獲してきたが、頭数の減少傾向は見られない。キツネについても、ここ3年間で221頭を捕獲してきたが、頭数の減少傾向は見られない。また、電牧設置によりデントコーンの被害は減少したが、未設置箇所の被害や牧草ラップの採食・穴あけ、家庭野菜の採食被害は増加している。

【カラス類】

牧草ラップの穴あけによる被害は減少傾向にあるが、牛舎侵入による配合飼料の盗食や乳牛への危害などは増加傾向である。

【ヒグマ】

冬眠期間を除いた3月から11月に出没があり、町内全域に出没している状況で、親子グマの目撃情報も多い。農業被害は少ないが、近年電牧未設置のデントコーン畑や小麦畑に多数出没しており、人畜への被害が懸念され、農作業や住民生活に様々な支障が出ている。

【トド・アザラシ類・オットセイ】

定置網や刺網にかかった魚類の捕食による漁獲量の減少及び漁具被害は依然として発生している。被害防止のため、出漁を見合わせる状況も見受けられ、岩場のない当町としては駆除方法に苦慮しており、追い払いについても、隣接町村への追い払いとなるため、根本的な解決にはなっていない。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（平成29年度） | 目標値（平成33年度） |
|-------------------|----------------|---------------|
| エゾシカ | 382.4ha 995千円 | 305.9ha 796千円 |
| アライグマ | 17.5ha 1,896千円 | 14ha 1,517千円 |
| キツネ | 20ト 1,004千円 | 16ト 803千円 |
| カラス類 | 15ha 1,555千円 | 12ha 1,244千円 |
| | 10ト 500千円 | 8ト 400千円 |
| ヒグマ | 2ha 1,560千円 | 1.6ha 1,248千円 |
| トド・アザラシ類 オットセイ | 37,070千円 | 29,656千円 |

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p>エゾシカ、キツネ、カラス類については、有害鳥獣駆除として猟友会に委託し、銃器・くくり罠による駆除をしている。</p> <p>アライグマについては、各集落に箱わなを貸与し駆除している。</p> <p>ヒグマは、生活安全の観点から警戒出動が主となるが、春グマの時期には駆除を目的とした出動を猟友会へ依頼している。また、クマ専用箱わなを所有しているので、出没の頻度によっては箱わな設置による捕獲を実施する。</p> <p>トド、アザラシ類、オットセイについては、岩場のない海岸のため、駆除に苦慮している。このことから、強化網の導入により被害を減少させる効果は確認されているが、導入漁業者は少数である。</p> | <p>猟友会会員の高齢化により狩猟免許を返上する者や自然減が多く、新規の免許取得者も少ないことから、会員数の減少により狩猟、有害鳥獣駆除活動が特定の会員に負担が集中してきている。</p> <p>町では、平成23年度より狩猟免許取得に係る経費の助成制度を設けており、平成29年度に上記制度を利用した町民1名が新規狩猟免許を取得した。今後も更なるPRIに努め猟友会の会員増を図る。</p> <p>トド、アザラシ類、オットセイによる被害防止のため、強化網の導入推進を図っていく必要がある。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>ここ3年間で侵入防止柵37,261mを整備したが、依然として膨大な面積の農地が未整備となっている。</p> | <p>侵入防止柵等整備は膨大な費用を要するため、年度ごとによる計画的な設置を進めるとともに、近隣町村と連携して駆除に取り組む必要もある。</p> |

(注) 1 計画対象地域における、直近 3 ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害を減少させるためには、農地・牛舎等への侵入防止策と対象鳥獣そのものの個体数を減少させる捕獲駆除対策が必要となる。

町内関係機関で組織する「天塩町有害鳥獣被害防止対策協議会」では、出没・被害情報の共有化を図り、農作物・水産物等の被害削減に向け、狩猟免許取得への支援等を今後さらに拡大していく必要がある。

過去、設置してきた侵入防止柵の効果については農業者から確認されており、デントコーン、牧草等の被害防止に効果があるため、今後も電気柵等の侵入防護柵の設置を推進していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3.対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は、北海道猟友会天塩支部天塩部会及びしお猟友会に委託する。また、アライグマについては、外来生物法防除従事者による捕獲体制整備（現状 81 名）を図ってきたが、さらに捕獲要員の増強を図り態勢を強化していく。

【エゾシカ】

猟友会会員による銃器（ライフル銃・散弾銃）による捕獲を継続的に実施する。

【アライグマ】

猟友会会員、外来生物法防除従事者により箱わな捕獲を実施する。

【キツネ】

猟友会会員が銃器（散弾銃）による捕獲を継続的に実施する。

【カラス類】

猟友会会員が銃器（散弾銃）による捕獲を継続的に実施する。

【ヒグマ】

猟友会会員が銃器（ライフル銃・散弾銃）による捕獲を継続的に実施するとともに、頻繁に出没し被害が発生している箇所については、箱わなによる捕獲を行う。

（箱わな：平成 24 年度導入済み）

【トド・アザラシ類・オットセイ】

当町は岩場のない海岸で出没は海域であることから、駆除は困難な状況となっているため、効果が確認されている強化網の導入を推進する。

（天塩町による漁業者が購入する刺網への補助は継続されている）

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------------|----------------------|--|
| 平成31年度 ～ 平成33年度 | エゾシカ ヒグマ アライグマ | くくりわなによる捕獲【エゾシカ】 罠いわなでの捕獲によるジビエとしての活用【エゾシカ】 クマの出没頻度により箱わなによる捕獲【ヒグマ】 箱わなによる捕獲【アライグマ】 猟友会会員増を図るための狩猟免許講習受講料等の助成【従事者対策】 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|--|
| 近年の捕獲実績を基本に、新規対策等を勘案し設定する。 【エゾシカ】 近年、捕獲頭数及び出没箇所が増加しており、捕獲頭数の増加により農作物等への被害の減少を目指すため、年間を通して捕獲を実施する。また、捕獲効率等を勘案し、従事者によりライフル銃を使用した捕獲も実施する。 【アライグマ】 近年においては町内一円に農作物への被害及び農業施設内へ侵入しての被害報告が多く、捕獲頭数も増加傾向にある。これに伴い、今後の被害拡大に対応すべく、年間を通して農業者自身による捕獲を拡大し、効果的な被害防止を目指す。 【キツネ・カラス類】 近年の捕獲実績を基本に、年間を通して継続的な被害防止を目指す。 【ヒグマ】 近年は、デントコーンの作付面積も増加傾向にあり、人身事故を回避するためにも出没状況及び被害状況により年間を通して捕獲を目指す。また、捕獲効率等を勘案し、従事者によりライフル銃を使用した捕獲も実施する。 【トド・アザラシ類・オットセイ】 当町は、岩場のない海岸で駆除は困難なため、効果が確認されている強化網の導入を推進する。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数 | | |
|-------|--------|--------|--------|
| | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
| エゾシカ | 380 | 380 | 380 |
| アライグマ | 300 | 300 | 300 |
| キツネ | 70 | 70 | 70 |
| カラス類 | 300 | 300 | 300 |
| ヒグマ | 1 | 1 | 1 |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| <p>【エゾシカ・キツネ・カラス類・ヒグマ】 捕獲区域：天塩町一円 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所及び区域において、鳥獣の捕獲等を行われなければ農産物等の被害の軽減が図れないと判断される場合は、当該区域を含めて道等の許可を受け捕獲・駆除等を行う。 捕獲手段：主に銃器（ライフル銃・散弾銃）とし、発砲が困難な状態によっては箱わな、くくりわな等を使用する。</p> <p>【アライグマ】 捕獲区域：天塩町一円 通年、天塩町一円において外来生物法防除従事者による箱わな設置により捕獲を行う。</p> |

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 該当なし | |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4.防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | | |
|-----------------------|--------|---------------|--------|--------|
| | 平成31年度 | | 平成32年度 | 平成33年度 |
| エゾシカ、アライグマ キツネ、ヒグマ | デントコーン | 8.6ha 2,280m | | |
| | 草地 | 22.6ha 3,895m | | |
| | その他 | 15.5ha 2,580㎡ | | |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------------|----------------------|---|
| 平成31年度 ～ 平成33年度 | トド アザラシ類 オットセイ | 当町は岩場のない海岸で出没は海域であることから、 駆除は困難な状況となっているため、効果が確認されて いる強化網の導入を推進する。 |

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5.被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 天塩町有害鳥獣被害防止対策協議会 |
|----------------|--|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 天塩町 | 防止計画策定、鳥獣害防止総合対策事業事務、出没・被害情報の収集発信、許可関係申請等事務、出没・被害情報の周知、被害・生息調査 |
| 北海道猟友会天塩支部天塩部会 | 対象鳥獣の捕獲駆除、出没・被害情報の提供、被害調査、狩猟免許取得への支援 |
| てしお猟友会 | 対象鳥獣の捕獲駆除、出没・被害情報の提供、被害調査、狩猟免許取得への支援 |
| 天塩町農業協同組合 | 出没・被害情報の提供、農作物被害の取りまとめ、被害・生息調査 |
| 留萌北部森林組合 | 出没・被害情報の提供、樹木被害の取りまとめ、被害・生息調査 |
| 北るもい漁業協同組合天塩支所 | 出没・被害情報の提供、水産物被害の取りまとめ、被害・生息調査 |
| 留萌農業改良普及センター | 出没・被害情報の提供、被害・生息調査、防徐技術の普及 |
| 留萌北部森林管理署 | 出没・被害情報の提供、被害・生息調査、 |
| 鳥獣保護員 | 出没・被害情報の提供、被害・生息調査、鳥獣生態のアドバイス |

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|------------|-----------------------|
| 北海道（留萌振興局） | 鳥獣生息状況・被害防止対策情報提供及び指導 |
| 天塩警察署 | 出没状況等情報提供、緊急時対策 |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| | |
|--------------|---|
| 天塩町鳥獣被害対策実施隊 | 実施隊は、天塩町（農業担当部門）、天塩町農業協同組合（営農担当部門）、北海道猟友会天塩支部天塩部会・てしお猟友会（全会員）、で組織し、天塩町長が任命する。（平成 31 年 3 月現在 22 名） 業務内容としては、出没・被害情報の提供、被害・生息調査、有害鳥獣駆除を行う。 |
|--------------|---|

- (注) 法第 9 条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

トド・アザラシ類・オットセイの防止対策については、絶滅危惧種の保護海獣が含まれていることから、追い払いに有効な方法を模索する程度に留める。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的には、一般廃棄物として本町が構成員となっている西天北 5 町衛生施設組合で焼却処分する。ただし、地形的要因等により搬出が困難な場合には、捕獲等の場所において埋設処理をする。

また、囲いわなで捕獲し、食肉加工施設に持ち込みジビエとして利活用する。

- (注) 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。